

【施設の安全性】**建築確認申請
(建築基準法)**申請先**日本ERI 株式会社**
(指定確認審査機関)**建築確認済み****【河川敷への施設設置】****河川占用申請
(河川法)**申請先**淀川河川事務所****国土交通省****占用許可済み**

近隣住民及び河川敷利用者への配慮

これまでの住民説明会でいただいたご意見を受けて、営業時間についてあらためて検討いたしました。その上で本事業は**河川堤防上部**という特殊な環境下で運営を行うため、季節指数に左右されやすく1年を通して安定的な収益を確保することが難しいこと、また**河川管理者等**の行政からの許可条件にある撤去基準や計画を考慮して20年という長期間継続して事業運営を行なうこと、これらの事業継続の観点から営業時間については騒音対策の徹底で規制基準を遵守し、**近隣住民の生活に影響が出ないように配慮した運営を行うことで23時までの営業とすることに決定しました。**

屋台エリアの営業時間及び定休日

- ・営業時間（現段階の情報であり変更になる場合があります）
- 各屋台店舗の営業時間は以下の営業時間となりHPに掲載し変更となった場合は更新を行います。

営業時間	土日祝のみ営業時間が変わる店舗
9:00～23:00 1店舗	11:00～23:00 10店舗
10:00～17:00 1店舗	11:30～23:00 1店舗
11:00～19:00 1店舗	12:00～23:00 1店舗
11:30～23:00 1店舗	
16:00～23:00 2店舗	
17:00～23:00 16店舗	

- ・定休日 週に1回までで各店ごとで設定します。

(閉店後の屋台)



(騒音規制基準抜粋資料)

騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく工場・事業場騒音に係る規制基準は表2-2-3に、規制地域の区域の区分は図2-2-1に、また、騒音規制法に基づく自動車騒音の限度は表2-2-4に、区域の区分は表2-2-5及び図2-2-1に示すとおりである。

表 2-2-3 工場・事業場騒音に係る規制基準

(大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則 平成6年10月26日 大阪府規則第81号
騒音規制法第4条第1項の規定に基づく規制基準 昭和61年4月1日 大阪府告示第247号)
(単位：デシベル)

区域の区分	用途地域	朝 (午前6時～午前8時)	昼間 (午前8時～午後6時)	夕 (午後6時～午後9時)	夜間 (午後9時～翌日午前6時)
第2種区域	第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域	50	55	50	45
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	60	65	60	55
第4種区域	工業地域、工業専用地域の一部(知事が告示した地域)	65	70	65	60

(注)1. 第4種区域のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第2種区域の境界線から15m以内の区域は55デシベルを減じた値とする。

2. 工業専用地域の一部とは府生活環境保全条例施行規則第63条第2項の規定に基づき府知事が告示した地域。

3. 用途地域の指定のない地域は第3種区域。

近隣にお住まいの方々への配慮

屋台店舗の発する匂いへの配慮として、テナントと協議のうえ適切な措置を講じ、近隣住民への影響を最小限に抑えるよう努めます。

また、フード・ドリンクラストオーダーを22時30分とし、ヒアリング時に以降ドリンクを注文することができない事と、併せて退店時間23時を利用者にアナウンスし近隣住民への配慮のため事業エリアからも速やかに退出していただくことを促していきます。

これらのルールを徹底し常駐の運営事務局スタッフが厳しく対策します。

(1) 騒音対策

右表の大阪府、市が定める規制基準を遵守します。

さらに22時以降はBGM等の音出しを禁止します。また音量については、常駐の運営事務局スタッフが建築現場で一般的に利用されているデシベル計にて住宅側と施設側それぞれの音量を計測し、施設からでる音量がお住まいの住居に届く際の音量を逆算しBGM等の音量をあらかじめ設定します。また21時以降屋台テナントと連携し利用者の会話のトーンについて注意喚起し基準を超えた場合は運営事務局スタッフが該当の店舗へ向かいBGM、声のボリュームを下げるように対応します。各店舗閉店後は、毎日屋台を静かに折りたたみ、椅子やテーブル等を屋台内に収納のうえ、専用のタープカーテンとチェーンとで施錠をし管理します。閉店作業終了後はガス、水道の元栓の閉鎖、電源の切断、火気の始末等確認し、安全確認を行います。

23:00の時点で屋台エリア内に残っている利用者がある場合は、河川敷に滞留しないよう催促します。

(2) 夜間営業中の光の向きについて

夜間営業時は屋台の屋根中央に電気看板がつきますが、店舗自体が川側を向いていますので基本的には店内の光が住宅側に漏れることはありません。屋台の屋根の電光看板についても23時には消灯します。

屋台出店者との契約前に説明した遵守事項

全ての屋台出店者と契約前に個別に下記の遵守事項について説明を行いました。これらを遵守しない屋台テナントについては解約することができるよう厳しく契約上で縛りを設けています。なお、出店者の選定にあたっては、与信調査や反社会的勢力との繋がりが無いこと等の調査をしています。

出店者の主な義務

清掃の徹底

占有部・共有部の毎日の
掃除の徹底。(※共有部につい
ては持ち回りで清掃が必要)



騒音禁止

近隣に住宅街等もある為、
ルール順守の徹底。



営業時間

近隣に住宅街等もある為、
営業時間の厳守。



保険加入

指定の損害保険への加入必須。
(売上金の紛失や盗難、物品破
損等で、保険非適用の場合は自
己負担となります。)



グリストラップ清掃

毎日の清掃の徹底。
共有部の配管などに損害があっ
た場合は、原因となった店舗に
修繕費をご負担いただきます。



入金

盗難・紛失防止や売上把握の為
、売上金の入金の義務がありま
す。
また防犯の為、監視カメラも設
置いたします。

屋台エリアの美観維持

美観維持

【ゴミについて】

- ・お客様のゴミは各店に戻し、各店で処分します。
- ・ゴミの分別は、大阪市条例に基づいた分別を遵守します。
- ・日々の廃棄物の回収時間については、9:00~10:00の間で地元の業者により回収することになっています。
- ・廃棄物集積所は常に清潔に保つように心がけ、利用後は必ず施錠します。

【清掃について】

- ・契約区画、店舗及び店舗付帯設備は毎日清掃します。
- ・トイレ、共用部、屋台エリア内周辺の見回りは各店舗交代（当番制）で毎日清掃を行い営業終了後に共有トイレは施錠し管理します。
- ・清掃道具は共有部トイレの保管庫に保管し共有部の備品が無くなった際は補填します。

屋台エリアの衛生管理

- ・堤防上部の屋台店舗全店が**大阪市保健所の営業許可を取得**して運営します。
- ・食品衛生法上の観点及びHACCPの観点からも食中毒などへの対策を保健所の指導の元、徹底します。これによって全店舗が保健所で定められた**飲食店営業許可の衛生管理条件を満たした店舗**となり、排水計画については下水道法及び浄化槽法で定める排水基準値を遵守する観点から屋台店舗全店に外付けのグリストラップ（油脂分離阻集器）の設置を義務化し、またこの**グリストラップを毎日清掃**するよう各テナントに義務付けることで衛生的かつ特殊な環境下での飲食店営業のインフラを守ります。
- ・また屋台の厨房等の適切な衛生管理状態及び安全を維持する為、運営事務局が基準を定め、指定業者による防虫防鼠対策、給排水設備、給排気設備等の**定期点検、清掃及びメンテナンス**を行うことで施設の衛生を維持していきます。

(鍵付きゴミ庫)



安全で衛生的な食品を製造するための管理方法



(HACCP・屋台用外付けグリストラップ)



駐輪・駐車対策／緊急時の対応／防犯対応

駐車場・駐輪場の件

施設は行政所有の河川敷や河川公園を占用して行う為、施設として専用の駐車場、駐輪場は設置できません。

- ・屋台利用者にはHP、施設入口付近へのPOP掲示にて近隣のコインパーキングや駅周辺の駐輪場等の利用を案内します。
- ・常駐の運営事務局スタッフの巡回により、事業エリア周辺に路上駐車や放置自転車を発見した場合は、屋台テナントと連携して原因者を特定し同者に移動させる等適切な対応を行います。

緊急時の避難、防犯対応

- ・各施設の人員に対して緊急時の対応を周知させる為に、緊急時体制表と危機管理マニュアルをもとに避難します。災害時の初動を指示するアクションカードとマニュアルを施設の各店舗にて保管します。また年2回程度防災講習を実施し避難経路や避難場所を把握するよう徹底します。
- ・特に通年での常設屋台に関しては防犯対策として共用部含む必要箇所に24時間稼働のクラウド型防犯カメラを設置し、常駐の運営事務局スタッフに限らず遠隔からも現地の状況を把握しながら適切に運用します。必要に応じて淀川警察署と密に連携しながら安心、安全な施設として運営いたします。

(初動対策アクションカード)



(屋外用ワイヤレス防犯カメラ)



(注意喚起POPイメージ)

【⚠重要】ご来場のお客様へ重要なお願い

**当施設には
専用の駐車場・駐輪場は
ございません**

(当施設は行政所有の河川敷・河川公園を占用しているため、
専用の駐車・駐輪スペースをご用意できません)



お車で
お越しの方へ



近隣の駐車場を
ご利用ください



自転車
お越しの方へ



近隣の駐輪場を
ご利用ください

**周辺への路上駐車・放置自転車
は固くお断りいたします。**



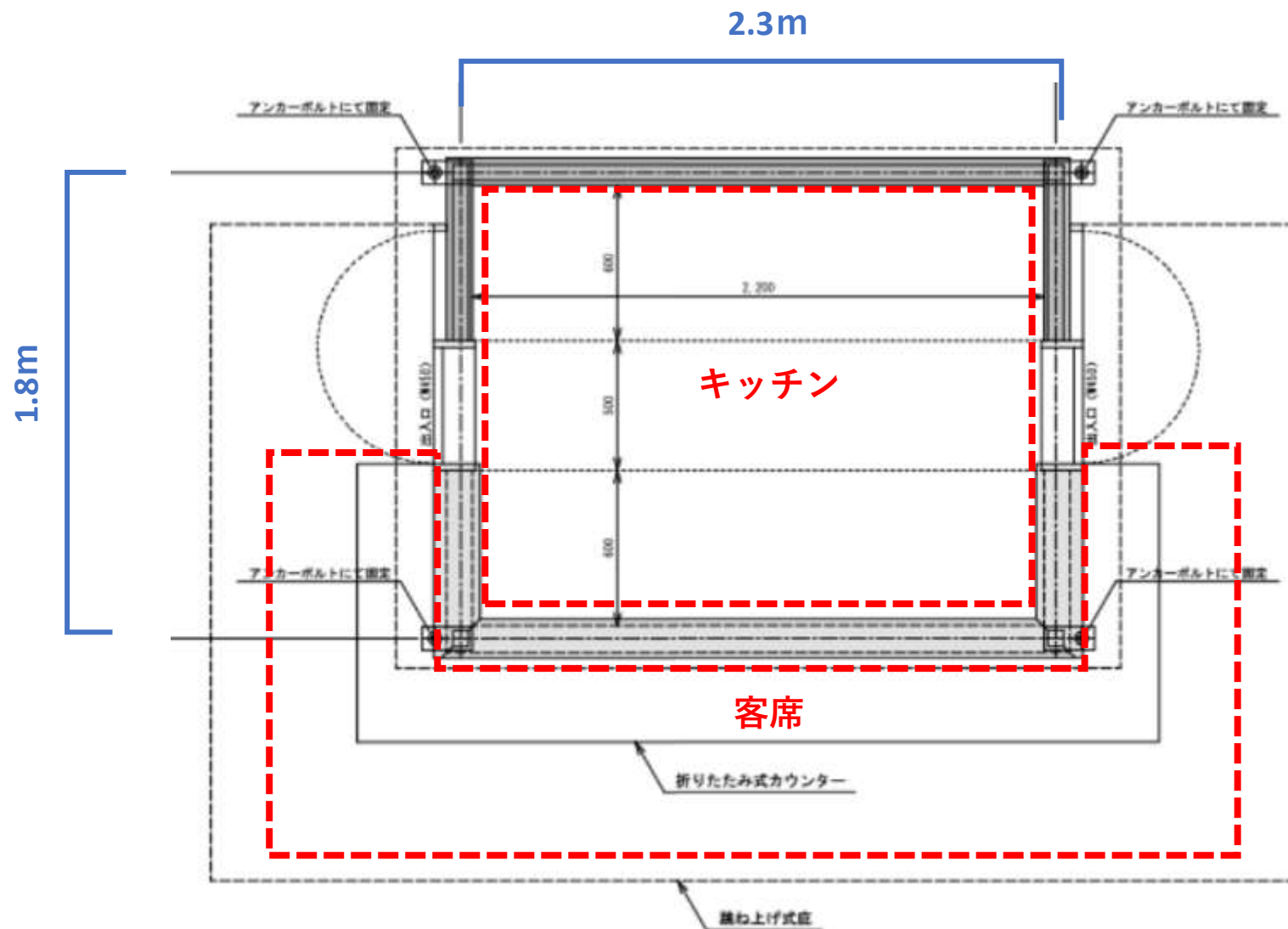
スタッフの巡回により発見した場合、
所有者を特定し速やかな
移動をお願いします。



運営事務局

■屋台の計画について

- ・幅2.3m、奥行1.8mの大きさ。
- ・屋台の内部はキッチンで、客席は屋外のカウンター席。庇を跳ね上げることで、客席に屋根を設ける。

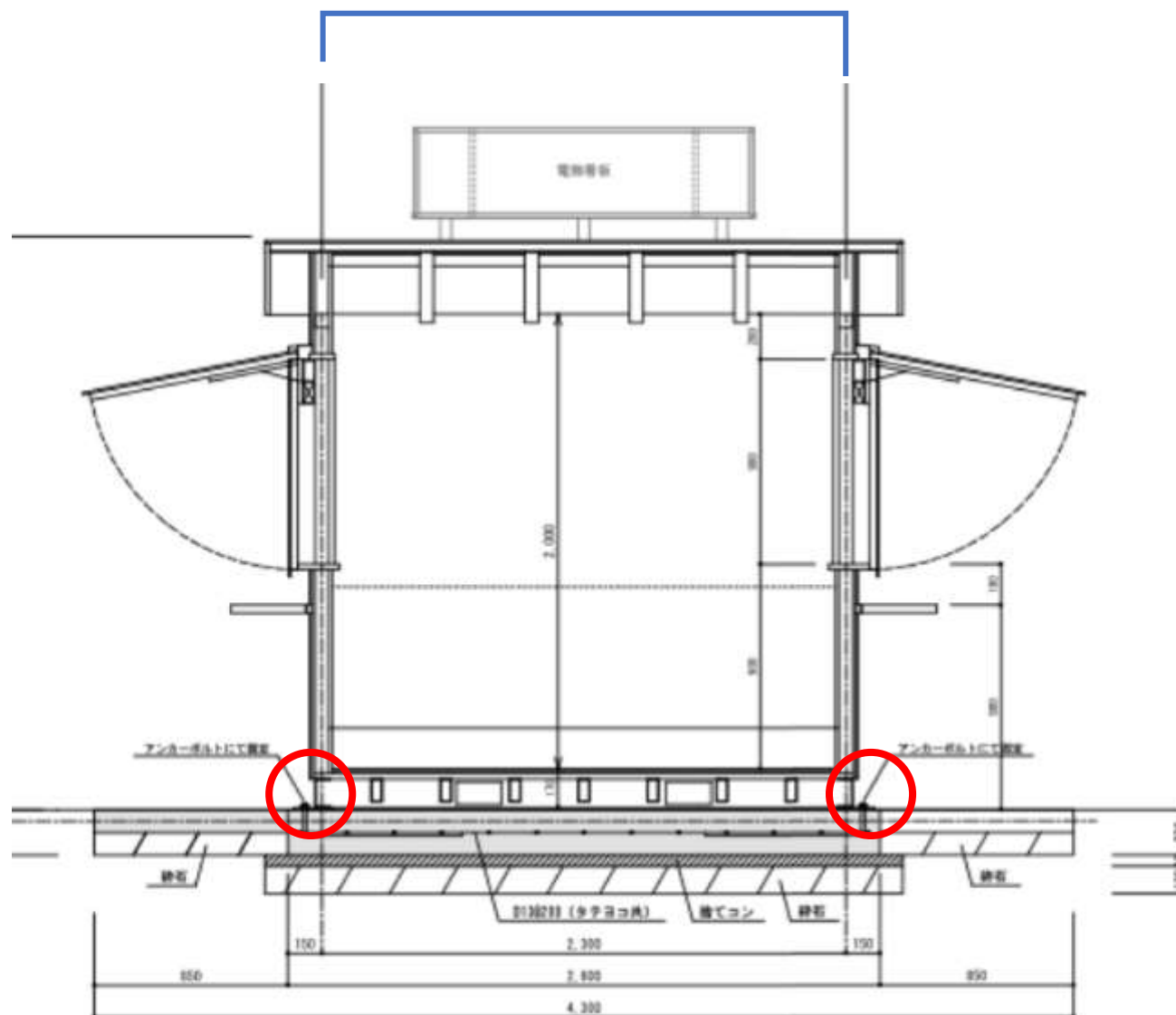


■屋台の計画について

- ・ 高さは2.6mの大きさ。
- ・ 屋台は基礎にボルトで緊結する構造。
- ・ 建物自体も安定性の高い柱と梁で構成したシンプルなラーメン構造とした。

2.3m

2.6m



■堤防の強度について

堤防の強度 施設の重さ
 $1000\text{kg/m}^2 > 550.79\text{kg/m}^2 \rightarrow \text{OK}$
 (国交省基準)

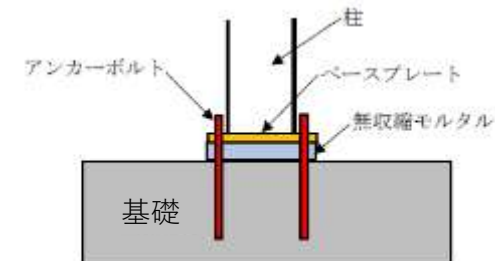
屋台
 550.79kg/m^2



堤防の強度
 1000kg/m^2
 (国交省基準)

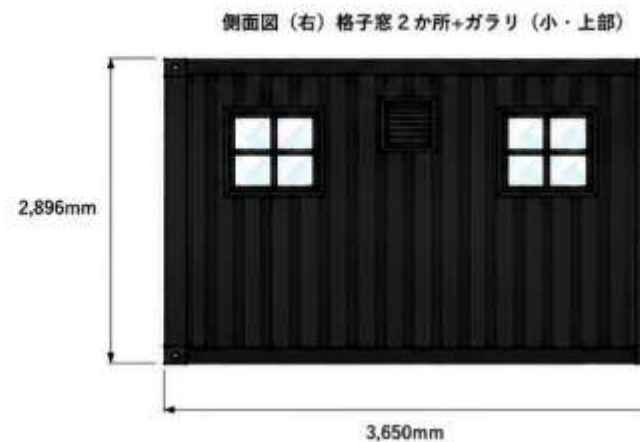
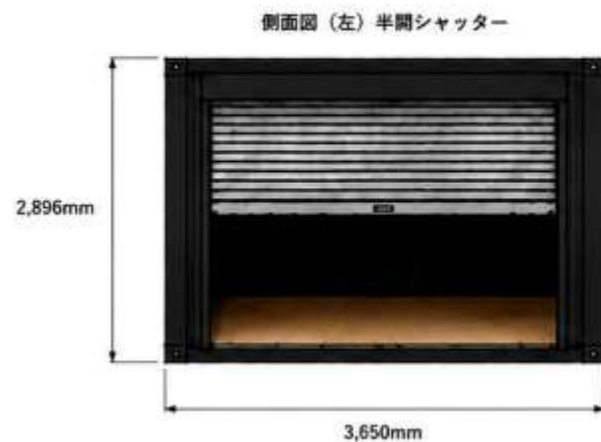
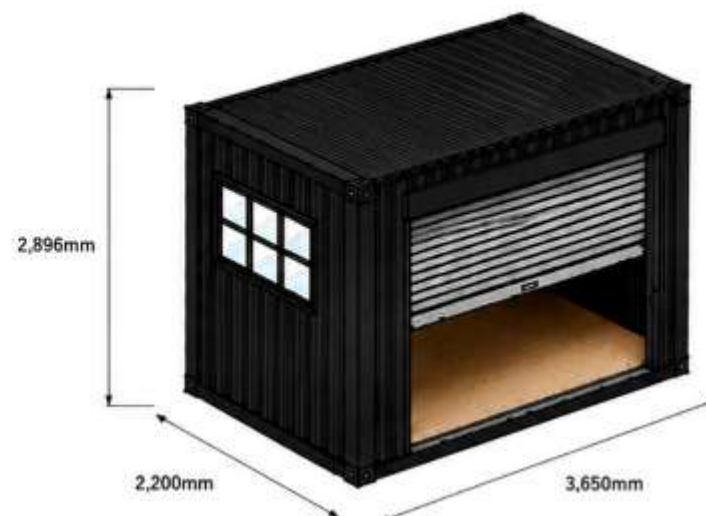
■施設の構造について

アンカーボルトで柱と基礎を定着
 +
 工場溶接のラーメン構造



■コンテナの計画について

- ・幅3.65m、奥行2.2mの大きさ。
- ・倉庫の内部はBBQ用の備品などを保管する予定。



■コンテナの計画について

- ・幅6.058m、奥行2.438mの大きさ。
- ・高水敷に設置。BBQ、舟運の受付やBBQ用の食品を管理する場所として使用

正面



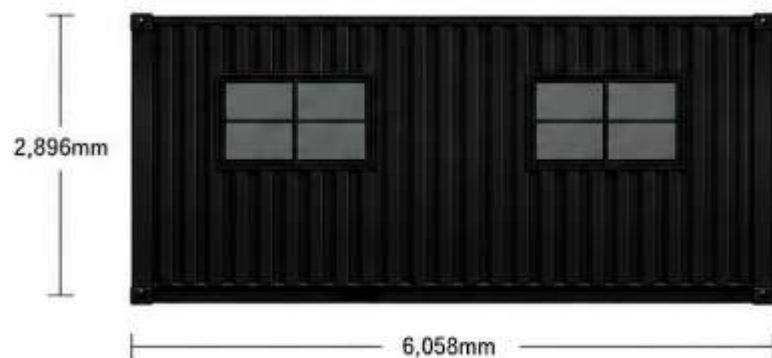
背面



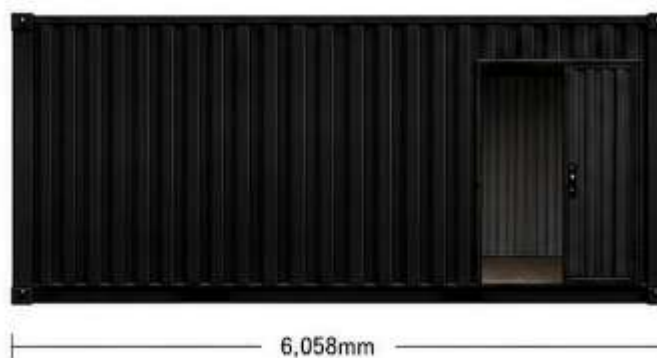
鳥観図



側面（左）



側面（右）



■コンテナの計画について

- ・高さは2.8mの大きさ。
- ・コンテナも屋台と同様に基礎にボルトで緊結する構造。増水時はボルトを外してトラックで撤去。

